令和6年度集団指導~介護医療院~

これまでの運営指導による指摘・指導事項例

令和7年3月 富山県厚生部高齢福祉課 富山市福祉保健部指導監査課・介護保険課

◎基準条例等について

- ▶ 県条例:「富山県介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例」(平成30年富山県条例第1号)
- ▶ 基準告示:「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年 厚生省告示令第 21号)
- ▶ 基準省令解釈通知:「介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について」(平成30年 老老発0330第1号)
- ▶ 留意事項通知:「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成12年 老企第40号)
- ▶ 大臣基準:「厚生労働大臣が定める特別診療費に係る施設基準等」(平成20年4月10日厚労告第274 号)
- ▶ 注:富山市内の事業所については、富山市の条例が適用されますので、市条例をご確認ください。

1.運営に関する事項

事例1:利用料の受領について

指摘事項

- ・日常生活費及び教養娯楽費を利用者から一律に徴収している。
- ・利用料の「その他の日常生活費」について、具体的な内容が明記されていない。

●ポイント

- ・日常生活費及び教養娯楽費は利用者から一律に料金を徴収することは認められず、利用者又はその 家族等の自由な選択に基づいたうえで、料金を徴収することができるものとされている。
- ・日常生活費の受領について利用者またはその家族等に事前に十分な説明を行い、その同意を得なければならない。
- ・日常生活費や教養娯楽費の徴収を行う場合は、運営規程においてその内容及び費用の内訳を記載する こと。

事例1:利用料の受領について

- ・通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて(平成12年3月30日付け老企第54号)
- 1 「その他の日常生活費」の趣旨 「その他の日常生活費」は、利用者、入所者、入居者又は入院患者(以下「利用者等」という。)又はその家族等の自由な選択に 基づき、事業者又は施設が通所介護等の提供の一環として提供する日常生活上の便宜に係る経費がこれに該当する。 なお、事業者又は施設により行われる便宜の供与であっても、サービスの提供と関係のないもの(利用者等の嗜好品の購入等)に ついては、その費用は「その他の日常生活費」とは区別されるべきものである。
- 2 「その他の日常生活費」の受領に係る基準 「その他の日常生活費」の趣旨にかんがみ、事業者又は施設が利用者等から「その他の日常生活費」の徴収を行うに当たっては、 以下に掲げる基準が遵守されなければならないものとする。
 - ①「その他の日常生活費」の対象となる便宜と、保険給付の対象となっているサービスとの間に重複関係がないこと。
 - ②保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の受領は認められないこと。したがって、お世話料、管理協力費、共益費、施設利用補償金といったあいまいな名目の費用の徴収は認められず、費用の内訳が明らかにされる必要があること。
 - ③「その他の日常生活費」の対象となる便宜は、<u>利用者等又はその家族等の自由な選択に基づいて行われるものでなければなら</u> ず、<u>事業者又は施設は「その他の日常生活費」の受領について利用者等又はその家族等に事前に十分な説明を行い、その同意を</u> 得なければならないこと。
 - ④「その他の日常生活費」の受領は、その対象となる便宜を行うための実費相当額の範囲内で行われるべきものであること。
 - ⑤<u>「その他の日常生活費」の対象となる便宜及びその額は、当該事業者又は施設の運営規程において定められなければならず、</u> また、サービスの選択に資すると認められる重要事項として、施設の見やすい場所に掲示されなければならないこと。ただし、 「その他の日常生活費」の額については、その都度変動する性質のものである場合には、「実費」という形の定め方が許される ものであること。

事例2:協力医療機関との連携体制の構築

※令和9年4月1日から義務化。

指摘事項

- ・以下の要件を満たす協力医療機関(③については病院に限る。)を定めるよう努めること。
- ① 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
- ②診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
- ③ 入所者の病状の急変が生じた場合等において、当該施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
- ・1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、 <u>当該協力医療機関の名称等について、県に届出を提出すること。</u>
- ・入所者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入 所させることができるように努めること。

事例2:協力医療機関との連携体制の構築

- ※令和9年4月1日から義務化。
- 根拠法令等
- ・解釈通知第四・29 (抜粋)
- (1) 協力医療機関との連携(第1項)

介護老人保健施設の入所者の病状の急変時等に、相談対応や診療を行う体制を常時確保した協力医療機関及び緊急時に原則入院できる体制を確保した協力病院を定めなければならない。その際、例えば同条第1項第1号及び第2号の要件を満たす医療機関と同条第1項第3号の要件を満たす医療機関を別に定めるなど、複数の医療機関を定めることにより要件を満たすこととしても差し支えない。

(2) 協力医療機関との連携に係る届け出(第2項)

協力医療機関と実効性のある連携体制を確保する観点から、年に1回以上、協力医療機関と入所者の急変時等における対応を確認し、当該医療機関の名称や当該医療機関との取り決めの内容等を開設許可を行った都道府県知事、指定都市又は中核市の市長(以下「許可権者」という。)に届け出ることを義務づけたものである。届出については、別紙1によるものとする。協力医療機関の名称や契約内容の変更があった場合には、速やかに許可権者に届け出ること。

事例3:口腔衛生管理体制について

指摘事項

- ・入所者ごとに入所時及び月1回程度の口腔の健康状態の評価実施がされていない。
- ・施設と計画に関する技術的助言・指導、口腔の健康状態の評価を行う歯科医師等において、 実施事項等が文書で取り決められていない。

ポイント

- ・各入所者について別紙様式6-3を参考に、月1回程度の口腔の健康状態の評価を実施し、記録しておくこと。
- ・施設と技術的助言等を行う歯科医師とのあいだで、実施事項について定めた協定書や契約書を作成すること。

- ・解釈通知第五・17
- (2) 当該施設の従業者又は歯科医師等が入所者毎に施設入所時及び月1回程度の口腔の健康状態の評価を実施すること。
- (4) 医療保険において歯科訪問診療料が算定された日に、介護職員に対する口腔清掃等に係る技術的助言及び指導又は(3)の計画に 関する技術的助言及び指導を行うにあたっては、歯科訪問診療又は訪問歯科衛生指導の実施時間以外の時間帯に行うこと。 なお、当該施設と計画に関する技術的助言若しくは指導又は口腔の健康状態の評価を行う歯科医師等においては、実施事項等を文書で 取り決めること。

事例4:運営規程の整備について

指摘事項

・虐待の防止のための措置に関する事項について記載されていない。

ポイント

・虐待の防止に係る組織内の体制(責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等)や虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等を指す内容を記載する必要がある。

記載例

- 第○条 事業所は、虐待の発生及び再発を防止するため、次の措置を講じる。
 - (1) 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
 - 2 前項第1号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

● 根拠法令等

- ・県条例第29条 介護医療院は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
- (1)施設の目的及び運営の方針 (2)従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3)入所定員
- (4)入所者に対する介護医療院サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5)施設の利用に当たっての留意事項

(6)非常災害対策

- (7)虐待の防止のための措置に関する事項
- (8)その他施設の運営に関する重要事項

事例5:勤務体制について

指摘事項

・併設病院と兼務している職員について、勤務時間の区分がなされていない。

ポイント

- ・介護医療院の職員の常勤換算方法における勤務延時間数に、併設医療機関の職務に従事する時間は含まれない。
- ・兼務している職員については、病院と介護医療院で勤務時間を明確に分けて人員基準の確認を行うこと。
- ・加算の算定要件に人員基準に関する要件がある場合も同様。

- ・留意事項通知第2の8(4)看護職員又は介護職員の数の算定について
- ①看護職員の数は、療養棟において実際に入所者の看護に当たっている看護職員の数である。併設医療機関又は事業所の職務に従事する場合は、当該介護医療院において勤務する時間が勤務計画表によって管理されていなければならず、介護医療院の職員の常勤換算方法における勤務延時間に、併設医療機関又は事業所の職務に従事する時間は含まれないものであること。
- ②介護職員の数は、療養棟において実際に入所者の介護に当たっている介護職員の数である。併設医療機関又は事業所の職務に従事する場合は、当該介護医療院において勤務する時間が勤務計画表によって管理されていなければならず、介護医療院の職員の常勤換算方法における勤務延時間に、併設医療機関又は事業所の職務に従事する時間は含まれないものであること。

事例6:勤務体制の確保(認知症介護基礎研修)について

指摘事項

認知症介護基礎研修を受講していない職員が見受けられた

ポイント

- 介護サービス事業者は、**介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置**を講じることが義務付けられている。
- <u>当該義務付けの対象と**ならない**者</u>は、以下のとおり。 看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者、介護職員 基礎研修課程又は訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語 聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等

●根拠法令等

県条例第30条第3項

介護医療院は、従業者に対し、その資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該介護医療院は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

事例7:委員会・研修・指針等について

指摘事項

実施が義務図けられている委員会等が実施されていない

ポイント

介護医療院で開催しなければならない委員会、実施しなければならない研修・訓練、整備しなければならない指針等は以下のとおり

	委員会	研修	訓練	指針等
虐待の防止	定期的に開催	定期的(年2回以上)に実施		指針の整備
業務継続計画(BCP)		定期的(年2回以上)に実施	定期的(年2回以上)に実施	BCP(災害・感染症)の策定
感染症の予防等	おおむね 3月に1回以上 開催	定期的(年2回以上)に実施	定期的(年2回以上)に実施	指針の整備
非常災害対策			定期的に実施	非常災害に関する具体的な計 画の策定
身体的拘束	おおむね 3月に1回以上 開催	定期的(年2回以上)に実施		指針の整備
事故防止	定期的に開催	定期的(年2回以上)に実施		指針の整備

事例8:重要事項説明書の不備について

指摘事項

- ・第三者評価の実施状況・苦情処理の体制及び手順が記載されていない。
- ・運営規程との整合性がとれていない。
- ●ポイント
- **第三者評価の実施状況**については、**実施の有無にかかわらず**記載する必要がある。実施の有無、実施した直近の年月日、 実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況について明記すること(**実施していない場合は、「実施なし」と明記する こと**)。
- 苦情処理については、受付窓口だけでなく、**苦情処理の体制及び手順まで記載する必要がある**。
- 営業時間やその他費用の額について、運営規程と重要事項説明書で整合性がとれていない事例が見受けられるので確認すること。
- 重要事項説明書に盛り込むべき内容
 - □運営規程の概要
 - □従業者の勤務の体制
 - □苦情処理の体制

- □事故発生時の対応
- □提供するサービスの第三者評価の実施状況

|| 報酬及び加算に関する事項

事例1:夜間勤務等看護加算

指摘事項

- ・月ごとに要件を満たすことを確認できる記録が整備されていない。
- ・「1日平均夜勤職員数」の計算に誤りがある。

ポイント

- ・本加算の算定にあたっては、暦月ごとに夜勤時間帯(午後10時から翌日の午前5時までの時間を含めた連続する16時間)における延夜勤時間数を、当該月の日数に16を乗じて得た数で除して得た「1日平均夜勤職員数」が、夜勤職員基準で定める数以上であることが要件である。
- ・要件を満たすことを暦月ごとに計算し、記録を残すこと。

- ・留意事項通知第2の8(5)
- ② 夜勤を行う職員の数は、1日平均夜勤職員数とする。1日平均夜勤職員数は、暦月ごとに夜勤時間帯(午後10時から翌日の午前5時までの時間を含めた連続する16時間をいう。)における延夜勤時間数を、当該月の日数に16を乗じて得た数で除することによって算定し、小数点第3位以下は切り捨てるものとする。

事例2:サービス提供体制強化加算

指摘事項

加算の要件となっている職員の割合について、加算算定年度の前年度実績の 記録が整備されていない。

ポイント

- ・職員の割合の算定に当たっては常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く。)の平均を用いること。
- ・既に当該加算の届出をしている施設は、毎年度、算定要件を満たしているか実績を計算すること。
- ・上記計算の結果、加算状況に変更がない場合は次年度の届出は不要であるが、計算根拠を施設において保管しておくこと。加算状況に変更がある場合は、毎年4月1日までに県へ届け出ること。

- ・留意事項通知第2の8(38)
- ① 職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く。)の平均を用いることとする。

※ 受講確認の入力をお願いします ※

- ▶ 受講が終わりましたら、受講した事業所名と所在市町村を入力してご回答ください。
- ▶ 複数の事業所から代表の方が受講した場合も、以下に全ての事業所についてそれぞれご入力ください。
- ▶ 回答期限:令和7年6月30日(月)
- ▶ 入力はこちらから(**介護医療院**)

https://shinsei.pref.toyama.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=pY0eJLjY